

令和6年能登半島地震義援金 申受要領

1. 義援金募金額 1口1万円とし、1口以上でお願いします。
2. 二次締切 2024年3月22日（金）
※二次以降の取り扱いについては、改めてご案内申し上げます。
3. 申し受け要領
 - (1) 義援金をご応諾いただく場合は、別紙「能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、2024年3月22日（金）までに、FAXにてご連絡ください。
 - (2) ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として2024年3月26日（火）までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。
※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきますこと、ご了承ください。
 - (3) 本義援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

※個人名としての義援金も申受致します。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額
〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5＋1,500万円×100分の2.5〕×4分の1＝〔10万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（区市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。

- (4) 領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせてさせていただきます。
4. 振込先口座 銀行・支店名 関西みらい銀行 東大阪支店
口座番号 普通預金 0169484
口座名義 東大阪商工会議所

<本件担当> 東大阪商工会議所 総務部 TEL：06-6722-1151
(担当：弓場・小林) FAX：06-6725-3611